

様式第17の4（第23条の9の3関係）

接続約款設定（変更）届出書

平成 29 年 12 月 21 日

総務大臣 殿

郵便番号 100-6150  
(ふりがな) とうきょうとちよだくながたちょう  
住 所 東京都千代田区永田町2-11-1  
(ふりがな) かぶしきがいしゃえぬ・てい・てい・どこも  
氏 名 株式会社NTTドコモ  
代表取締役社長 吉澤 和弘  
登録年月日 平成16年4月1日  
登録番号 第74号  
連絡先 経営企画部 企画調整室

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	平成29年12月28日
------	-------------

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## 接続約款新旧対照表 (12/28 改正)

新	旧												
<p>第1章 総則 (用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">用語</th> <th style="width: 80%; text-align: center;">意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>55 業務支援システム</td> <td>FOMA特定接続契約又はXi特定接続契約の契約者回線の利用の開始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステム</td> </tr> </tbody> </table>	用語	意味	(略)	(略)	55 業務支援システム	FOMA特定接続契約又はXi特定接続契約の契約者回線の利用の開始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステム	<p>第1章 総則 (用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">用語</th> <th style="width: 80%; text-align: center;">意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>55 業務支援システム</td> <td>FOMA特定接続契約又はXi特定接続契約の契約者回線に係る登録又は変更を行うシステム</td> </tr> </tbody> </table>	用語	意味	(略)	(略)	55 業務支援システム	FOMA特定接続契約又はXi特定接続契約の契約者回線に係る登録又は変更を行うシステム
用語	意味												
(略)	(略)												
55 業務支援システム	FOMA特定接続契約又はXi特定接続契約の契約者回線の利用の開始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステム												
用語	意味												
(略)	(略)												
55 業務支援システム	FOMA特定接続契約又はXi特定接続契約の契約者回線に係る登録又は変更を行うシステム												

接続約款新旧対照表 (12/28 改正)

新	旧
<p>第 10 章 料金等</p> <p>第 1 節 料金及び工事又は手続きに関する費用等 (料金等)</p> <p>第 51 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前 3 項に規定する料金及び費用のほか、当社はユニバーサルサービス料、<u>USIMカードの貸与に係る費用、及び業務支援システムの利用に係る費用</u>を設定します。</p> <p>第 3 節の 2 その他の費用の支払義務 (USIMカードの貸与に係る費用の支払義務)</p> <p>第 56 条の 3 (略)</p> <p><u>(業務支援システムの利用に係る費用の支払義務)</u></p> <p><u>第 56 条の 4 協定事業者 (接続申込者を含みます。以下、この条において同じとします。) は、第 25 条の 5 (業務支援システムの利用に関する申込み) 第 2 項に規定する契約に基づき、業務支援システムの利用に関する申込みを行い、当社がその申込みを承諾したときは料金表第 3 表 (その他の費用) 第 2 (業務支援システムの利用に係る費用) に規定する業務支援システムの利用に係る費用の支払いを要します。</u></p>	<p>第 10 章 料金等</p> <p>第 1 節 料金及び工事又は手続きに関する費用等 (料金等)</p> <p>第 51 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前 3 項に規定する料金及び費用のほか、当社はユニバーサルサービス料<u>及び</u>USIMカードの貸与に係る費用を設定します。</p> <p>第 3 節の 2 その他の費用の支払義務 (USIMカードの貸与に係る費用の支払義務)</p> <p>第 56 条の 3 (略)</p>

## 接続約款新旧対照表 (12/28 改正)

新	旧
<p>第4節 料金の計算及び支払い (料金等の支払い)</p> <p>第60条 協定事業者は、料金等（接続料金、工事費、手続費、割増金、延滞利息、ユニバーサルサービス料、<u>USIMカードの貸与に係る費用、及び業務支援システムの利用に係る費用</u>をいいます。以下同じとします。）について、当社が別に定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払うことを要します。</p>	<p>第4節 料金の計算及び支払い (料金等の支払い)</p> <p>第60条 協定事業者は、料金等（接続料金、工事費、手続費、割増金、延滞利息、ユニバーサルサービス料 <u>又は</u> USIMカードの貸与に係る費用をいいます。以下同じとします。）について、当社が別に定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払うことを要します。</p>

## 接続約款新旧対照表 (12/28 改正)

新	旧
<p>(接続協議等に関する情報等の提供)</p> <p>第 87 条 当社は、接続協議等に関する情報、FOMA サービス又は X i サービスの営業区域に関する情報、<u>並びに料金表第 1 表 (接続料金) 第 2 (網改造料) 1-1 (網改造料の対象となる機能) 第 4 欄、第 5 欄及び第 6 欄に規定する機能の利用にあたって支払いが必要となる費用の見込みの額に係る情報</u>をインターネットホームページ等において掲示します。</p> <p>2 前項の規定によるほか、当社は、接続申込者から請求があるときは、第 25 条の 4 (移動無線装置に係る確認試験の実施) に規定する移動無線装置との確認試験の実施、第 25 条の 5 (業務支援システムの利用に関する申込み) に規定する業務支援システムの利用、第 25 条の 6 (USIM カードの貸与に係る請求) に規定する USIM カードの貸与に係る請求に必要な情報、<u>並びに料金表第 1 表 (接続料金) 第 1 (網使用料) 2 (料金額) 第 1 欄、第 3 欄、第 5 欄、第 6 欄、第 7 欄、第 8 欄、第 9 欄に規定する料金額、及び料金表第 3 表 (その他の費用) 第 1 (USIM カードの貸与に係る費用) 1 (USIM カードの貸与に係る費用の額) に規定する費用の額について、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要の対前算定期間比に関する情報</u>を当社の事務取扱所において、提供するものとします。</p> <p>ただし、その情報が当社の機密事項に該当するときは、この限りではありません。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(接続協議等に関する情報等の提供)</p> <p>第 87 条 当社は、接続協議等に関する情報及び FOMA サービス又は X i サービスの営業区域に関する情報をインターネットホームページ等において掲示します。</p> <p>2 前項の規定によるほか、当社は、接続申込者から請求があるときは、第 25 条の 4 (移動無線装置に係る確認試験の実施) に規定する移動無線装置との確認試験の実施、第 25 条の 5 (業務支援システムの利用に関する申込み) に規定する業務支援システムの利用、第 25 条の 6 (USIM カードの貸与に係る請求) に規定する USIM カードの貸与に係る請求に必要な情報を当社の事務取扱所において、提供するものとします。</p> <p>ただし、その情報が当社の機密事項に該当するときは、この限りではありません。</p> <p>3 (略)</p>

## 接続約款新旧対照表 (12/28 改正)

新	旧
<p>料金表 通則 (消費税相当額の加算)</p> <p>1 第 53 条 (従量制の網使用料等の支払義務) から <u>第 56 条の 4 (業務支援システムの利用に係る費用の支払義務)</u> までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。</p>	<p>料金表 通則 (消費税相当額の加算)</p> <p>1 第 53 条 (従量制の網使用料等の支払義務) から <u>第 56 条の 3 (U S I M カードの貸与に係る費用の支払義務)</u> までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。</p>

## 接続約款新旧対照表 (12/28 改正)

新	旧												
<p>第1表 接続料金 第2 網改造料 1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 網改造料の適用対象</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 網改造料の按分</td> <td> <p>網改造料の対象となる機能（1-1（網改造料の対象となる機能）<u>第1欄、第4欄、及び第9欄</u>に規定する機能を除く）を当社又は協定事業者が使用することとなった場合には、2（料金額）に規定する料金額を<u>その使用する電気通信事業者の合計数</u>で按分した額をそれぞれの協定事業者に適用します。<u>ただし、第3欄に掲げる機能については、2-1 算出式(2)に基づき、算出した料金額を適用します。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(1) 網改造料の適用対象	(略)	(2) 網改造料の按分	<p>網改造料の対象となる機能（1-1（網改造料の対象となる機能）<u>第1欄、第4欄、及び第9欄</u>に規定する機能を除く）を当社又は協定事業者が使用することとなった場合には、2（料金額）に規定する料金額を<u>その使用する電気通信事業者の合計数</u>で按分した額をそれぞれの協定事業者に適用します。<u>ただし、第3欄に掲げる機能については、2-1 算出式(2)に基づき、算出した料金額を適用します。</u></p>	<p>第1表 接続料金 第2 網改造料 1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 網改造料の適用対象</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 網改造料の按分</td> <td> <p>網改造料の対象となる機能（1-1（網改造料の対象となる機能）第4欄に規定する機能を除く）を当社又は協定事業者が使用することとなった場合には、2（料金額）に規定する料金額を<u>当社が指定する方法</u>で按分した額をそれぞれの協定事業者に適用します。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(1) 網改造料の適用対象	(略)	(2) 網改造料の按分	<p>網改造料の対象となる機能（1-1（網改造料の対象となる機能）第4欄に規定する機能を除く）を当社又は協定事業者が使用することとなった場合には、2（料金額）に規定する料金額を<u>当社が指定する方法</u>で按分した額をそれぞれの協定事業者に適用します。</p>
区分	内容												
(1) 網改造料の適用対象	(略)												
(2) 網改造料の按分	<p>網改造料の対象となる機能（1-1（網改造料の対象となる機能）<u>第1欄、第4欄、及び第9欄</u>に規定する機能を除く）を当社又は協定事業者が使用することとなった場合には、2（料金額）に規定する料金額を<u>その使用する電気通信事業者の合計数</u>で按分した額をそれぞれの協定事業者に適用します。<u>ただし、第3欄に掲げる機能については、2-1 算出式(2)に基づき、算出した料金額を適用します。</u></p>												
区分	内容												
(1) 網改造料の適用対象	(略)												
(2) 網改造料の按分	<p>網改造料の対象となる機能（1-1（網改造料の対象となる機能）第4欄に規定する機能を除く）を当社又は協定事業者が使用することとなった場合には、2（料金額）に規定する料金額を<u>当社が指定する方法</u>で按分した額をそれぞれの協定事業者に適用します。</p>												

## 接続約款新旧対照表 (12/28 改正)

新		旧											
第2表 工事費及び手続費		第2表 工事費及び手続費											
第1 工事費		第1 工事費											
1 適用		1 適用											
区 分	内 容	区 分	内 容										
(1) 実費の適用	(略)	(1) 実費の適用	(略)										
(2) 工事費の按分	(略)	(2) 工事費の按分	(略)										
(3) 工事費の適用時間帯	<p style="color: red;">ア 2 (工事費の額) に掲げる工事費の適用時間帯については、次表のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 30%;"><u>平日昼間</u></td> <td><u>9時30分から18時までの間</u></td> </tr> <tr> <td><u>平日夜間</u></td> <td><u>5時から9時30分までの間</u> <u>及び 18時から22時までの間</u></td> </tr> <tr> <td><u>平日深夜</u></td> <td><u>0時から5時までの間</u> <u>及び 22時から24時までの間</u></td> </tr> <tr> <td><u>土日祝日昼夜間</u></td> <td><u>5時から22時までの間</u></td> </tr> <tr> <td><u>土日祝日深夜</u></td> <td><u>0時から5時までの間</u> <u>及び 22時から24時までの間</u></td> </tr> </table> <p style="color: red;">イ 2 (工事費の額) 2-1 第3欄イに掲げる工事費の適用時間帯は、平日昼間に限るものとします。</p>	<u>平日昼間</u>	<u>9時30分から18時までの間</u>	<u>平日夜間</u>	<u>5時から9時30分までの間</u> <u>及び 18時から22時までの間</u>	<u>平日深夜</u>	<u>0時から5時までの間</u> <u>及び 22時から24時までの間</u>	<u>土日祝日昼夜間</u>	<u>5時から22時までの間</u>	<u>土日祝日深夜</u>	<u>0時から5時までの間</u> <u>及び 22時から24時までの間</u>		
<u>平日昼間</u>	<u>9時30分から18時までの間</u>												
<u>平日夜間</u>	<u>5時から9時30分までの間</u> <u>及び 18時から22時までの間</u>												
<u>平日深夜</u>	<u>0時から5時までの間</u> <u>及び 22時から24時までの間</u>												
<u>土日祝日昼夜間</u>	<u>5時から22時までの間</u>												
<u>土日祝日深夜</u>	<u>0時から5時までの間</u> <u>及び 22時から24時までの間</u>												



接続約款新旧対照表 (12/28 改正)

新					旧				
2 工事費の額					2 工事費の額				
2-1 工事費					2-1 工事費				
区 分		単 位	工事費の額	備 考		区 分		単 位	備 考
(1) トラ ンスレー タ変更工 事費	当社の電気通信設備において相互接続通信の経路を決定するために、協定事業者の電気通信番号を加入者交換機又は中継交換機に設定する工事に要する費用	1 工事 ごとに	1 (適用) 第 1 欄のとおり	—		(1) トラ ンスレー タ変更工 事費	当社の電気通信設備において相互接続通信の経路を決定するために、協定事業者の電気通信番号を加入者交換機又は中継交換機に登録する工事に要する費用	1 工事 ごとに	—
(2) 削除	—	—	—	—		(2) 削除	—	—	—
(3) 直収 パケット 接続に係 るデータ 設定工事 費	第5条(標準的な接続箇所)表中第2欄に規定する接続箇所における接続に係るIPアドレス、ルーティング設定等情報を登録する工事に要する費用	1 工事 ごとに	1 (適用) 第 1 欄のとおり	—		(3) 直収 パケット 接続に係 るデータ 設定工事 費	第5条(標準的な接続箇所)表中第2欄に規定する接続箇所における接続に係るIPアドレス、ルーティング設定等情報を登録する工事に要する費用	1 工事 ごとに	—
	アイ以外 の場合	1 工事 ごとに	31,180 円	適用時間帯 が平日昼間 以外となる ものについ ては、1(適 用)第1欄 のとおりと します。					
	イ 接続回 線帯域幅の 変更に係る 工事	1 工事 ごとに							
2-2 算出式 (略)					2-2 算出式 (略)				

### 接続約款新旧対照表 (12/28 改正)

新			旧			
2-3 2-2に適用する作業単金			2-3 2-2に適用する作業単金			
区 分	単 位	内 容	区 分	<u>適用時間帯</u>	単 位	内 容
平日昼間	一人あたり1時間ごとに	6,236円	平日昼間	<u>9時30分から18時までの間</u>	一人あたり1時間ごとに	6,236円
平日夜間	一人あたり1時間ごとに	7,072円	平日夜間	<u>5時から9時30分までの間 及び 18時から22時までの間</u>	一人あたり1時間ごとに	7,072円
平日深夜	一人あたり1時間ごとに	8,206円	平日深夜	<u>0時から5時までの間 及び 22時から24時までの間</u>	一人あたり1時間ごとに	8,206円
土日祝日昼夜間	一人あたり1時間ごとに	7,430円	土日祝日昼 夜間	<u>5時から22時までの間</u>	一人あたり1時間ごとに	7,430円
土日祝日深夜	一人あたり1時間ごとに	8,564円	土日祝日深 夜	<u>0時から5時までの間 及び 22時から24時までの間</u>	一人あたり1時間ごとに	8,564円
第2 手続費			第2 手続費			
1 適用			1 適用			
区 分	内 容		区 分	内 容		
(1) 実費の適用	(略)		(1) 実費の適用	(略)		
<u>(2) 手続費の適用 時間帯</u>	<u>ア 2 (手続費の額) に掲げる手続費の適用時間帯につい ては、第1 (工事費) 1 (適用) 第3 欄アに規定する表の とおりとします。</u>					

### 接続約款新旧対照表 (12/28 改正)

新						旧				
第3表 その他の費用						第3表 その他の費用				
第1 USIMカードの貸与に係る費用						第1 USIMカードの貸与に係る費用				
1 USIMカードの貸与に係る費用の額						1 USIMカードの貸与に係る費用の額				
区分		単位	<u>形状</u>	費用 の額	備考	区分		単位	費用の額	備考
USIM	カードの貸与に係る費用	1枚ごと	<u>Plug-in UICC、Mini-UICC、又は4FF</u>	394円	<u>FOMA直収</u> <u>パッケージ</u> <u>接続機能又はXi直収</u> <u>パッケージ接</u> <u>続機能での</u> <u>利用が可能です。</u>	USIM	カードの貸与に係る費用	1枚ごとに	394円	<u>二</u>

接続約款新旧対照表 (12/28 改正)

新				旧
第2 業務支援システムの利用に係る費用				
1 業務支援システムの利用に係る費用の額				
区分	単位	費用の額	備考	
業務支援システム	ア <u>イ以外のもの</u>	<u>1セットごとに</u>	<u>7,000円</u>	月額 USIMカードアダプタを利用する場合は、左欄と併せて、100円の支払いを要します。
	<u>イ 他システムのファイル更新機能を有するもの</u>	<u>1セットごとに</u>	<u>9,000円</u>	月額 USIMカードアダプタを利用する場合は、左欄と併せて、100円の支払いを要します。
<u>プリンタ</u>	<u>1台ごとに</u>	<u>3,000円</u>	月額	
ネットワ	ア <u>主回線</u>	<u>1拠点ごとに</u>	<u>14,300円</u>	月額
<u>ーク回線</u>	イ <u>副回線</u>	<u>1拠点ごとに</u>	<u>6,000円</u>	月額

## 接続約款新旧対照表 (12/28 改正)

新	旧
<p><u>附 則 (平成 29 年 12 月 21 日経企第 2169 号)</u></p> <p><u>この改正規定は、平成 29 年 12 月 28 日から実施します。</u></p> <p><u>ただし、この改正規定のうち、第 87 条第 2 項に規定する、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率に関する情報の提供については、料金表第 1 表 (接続料金) 第 1 (網使用料) 2 (料金額) 第 8 欄及び第 9 欄に規定する料金額は原価算定期間が平成 28 年 4 月 1 日以降のものから、料金表第 3 表 (その他の費用) 第 1 (USIMカードの貸与に係る費用) 1 (USIMカードの貸与に係る費用の額) に規定する費用の額は平成 30 年 4 月 1 日以降に適用するものから実施します。また、原価、利潤及び需要の対前算定期間比に関する情報の提供については、料金表第 1 表 (接続料金) 第 1 (網使用料) 2 (料金額) 第 8 欄及び第 9 欄に規定する費用の額は原価算定期間が平成 29 年 4 月 1 日以降のものから、料金表第 3 表 (その他の費用) 第 1 (USIMカードの貸与に係る費用) 1 (USIMカードの貸与に係る費用の額) に規定する費用の額は、平成 31 年 4 月 1 日以降に適用するものから実施します。</u></p>	